

新潟県条例第5号

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条第2号ウに掲げる情報（<u>法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するもの及び同項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。</u>）とする。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第4条 開示決定等は、開示請求があった日から<u>14日</u>以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>44日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、法第84条各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(設置等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 審査会は、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することができる。</u></p> <p><u>3 審査会は、法第129条又は議会個人情報保護条</u></p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条第2号ウに掲げる情報（<u>法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。</u>）とする。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第4条 開示決定等は、開示請求があった日から<u>15日</u>以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>45日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、法第84条各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(設置等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 審査会は、法第129条の規定による諮問に応じ、</u></p>

例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の保護に関する事項について建議することができる。

4 前項の規定により県の機関が審査会に諮問することができるのは、次に掲げる事項を定めようとする場合とする。

(1) この条例の改廃の方針に係る事項（重要なものに限る。）

(2) この条例の取扱いの方針に係る事項（特に重要なものに限る。）

5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

（調査権限）

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした県の機関等又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 （略）

（提出資料の写しの送付等）

第16条 （略）

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

個人情報の保護に関する事項について建議することができる。

3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

（調査権限）

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした県の機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 （略）

（提出資料の写しの送付等）

第16条 （略）

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。